

# 議案第80号

## 守谷市手数料条例の一部を改正する条例

守谷市手数料条例（平成11年守谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表住民票の部中住民基本台帳カード発行手数料の項及び通知カード再発行手数料の項を削る。

別表区画整理の部の次に次のように加える。

地籍調査	地籍図（一筆図）交付手数料	1件	300円
	地籍図（集成図）交付手数料	1件	400円

別表備考を次のように改める。

備考 この表において「個人番号カード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
80号	1

## 提案理由（議案第80号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地籍調査が終了した地区において、法務局に加え、市においても地籍調査の成果地籍図を交付するため、手数料を新たに設定するものです。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、マイナンバー通知カードが廃止され、通知カードの再発行が終了したことに伴い、別表に記載の項目を削除するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
80号	2

守谷市手数料条例新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条，第3条，第5条関係）			別表（第2条，第3条，第5条関係）		
種類	名称	納付額	種類	名称	納付額
住民票	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料（1人につき）	1件 200円	住民票	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料（1人につき）	1件 200円
	（削除）	（削除）		住民基本台帳カード発行手数料	1件 500円
	（削除）	（削除）		通知カード再発行手数料	1件 500円
区画整理	区画整理区域内証明手数料	1件 200円	区画整理	区画整理区域内証明手数料	1件 200円
	換地処分証明手数料	1件 200円		換地処分証明手数料	1件 200円
地籍調査	地籍図（一筆図）交付手数料	1件 300円	（新設）	（新設）	（新設）

80号	議案
3	页数

参考資料

	地籍図（集成図）交 付手数料	1件 400円
~~~~~		

備考 この表において「個人番号カード」とは、行政  
手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条  
第7項に規定する個人番号カードをいう。

(削除)

	(新設)	(新設)
~~~~~		

備考

- 1 この表において「通知カード」とは、行政手続  
における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律(平成25年法律第27号。以下  
「法」という。)第7条第1項に規定する通知カ  
ードをいう。
- 2 この表において「個人番号カード」とは、法第  
2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

80号	議案
4	頁数